

令和4年（ワ）第528号 自由権規約に基づく損害賠償請求事件

原告ら訴訟代理人による 弁論

2025年1月28日第15回口頭弁論期日

9条1項が求める合理性・必要性

自由権規約委員会の一般的意見35

- ①初期の短期間、身元の特定や主張の記録のため抑留できる
- ②それ以降のさらなる抑留は、逃亡の個別的蓋然性がある場合等

恣意的拘禁作業部会の改定審議結果5号

- ①非正規状態にある者の身分証明の必要がある場合
- ②逃亡の可能性がある場合

→9条1項において、入管収容の目的として合理性があるのは

- ・送還までの逃亡の防止
- ・身分確認などの手続のため

これに対し被告は、

- ・逃亡のおそれ
- ・在留活動の禁止

が収容の目的だと主張

→しかし「**在留活動の禁止**」は9条1項上、合理性は認められない

- ・認める国際的な文献なし
- ・改定審議結果5号は否定
- ・オーストラリア判決（2023）は、外国人を社会から隔離するという収容目的について「収容と収容目的を不当に混同するもの」「循環論法」と批判

→思うがままの収容が可能になってしまう、悪性格立証と同じ

（なお、逃亡のおそれがなかったことは原告らの個別事情から明らか）

9条1項が求める比例性

比例性＝目的と手段にバランスがとれており、手段が過剰になってはならないこと

改定審議結果5号

「過度に長期の出入国管理関連の理由による収容は恣意的」

国連移住グローバルコンパクト

「可能な限り最も短期間に行われることを確保することを約束」

→ 3年以上もの収容は明らかに長すぎ、2週間仮放免後に再度収容する必要もなし。拘禁症状やうつ病になり健康状態も悪化してしまった

まとめ

- ・ 被告の主張は、9条1項が求めている合理性、必要性の要件とは関係がなく、被告独自の必要性を述べているだけ
 - ・ 比例性に関する説明なし
 - ・ 代替手段の不存在（最終手段性）の要件も満たさず
- デニズさん、サファリさんに対する収容は、恣意的な拘禁にあたり、9条1項に違反

入管法自体が9条1項に反すること

入管法は、収容の目的や、上限期間について定めておらず、原則収容主義、無期限収容を許容している

→入管法（52条5項）自体が9条1項に違反し、無効だと示す必要

最近の海外判例

2023年オーストラリア連邦高等裁判所判決

外国人の隔離目的の収容は許されず、特定の目的を実現するために必要なものと合理的にみなすことができる期間を超える収容は憲法に違反すると判断

2023年韓国憲法裁判所決定

強制退去対象者を送還できる時まで無期限に収容できるとする入管法が、憲法の過剰原則禁止に反するとして、判決を変更

→海外でも、過度の収容や無期限の収容は、たとえ法律で定められていても許されないことが示されつつある

9条4項にも違反すること

規約 9 条 4 項の要件

- ①裁判所が抑留（収容）が合法的かどうかを決定すること
- ②①の決定は遅滞なく行われること
- ③抑留が合法的でない場合、裁判所が釈放を命じることができる
- ④本人が裁判所において手続をとる権利を有すること

→日本では、入管収容が恣意的かどうかの実体面を、遅滞なく判断してもらい、釈放する裁判手続が存在せず、9条4項に違反する

9条5項が賠償を定めていること

9条5項は、9条1項や4項に反する違法な収容をされた者に対して、賠償を受ける権利を定めている

→規約上の国家の義務を果たすためには、9条5項を直接適用するか、あるいは国家賠償法を適用して、賠償する必要がある

裁判所に求めること

